



共通質保証基準

—アジアにおける大学間交流の質の高い連携促進に向けて—

基準及び解説資料（参考和訳）

2026 年 3 月

大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）

中国教育部教育質評価センター（EQEA）

韓国大学教育協議会（KCUE）

目次

1. 導入	1
(1) 共通質保証基準とは	1
(2) 共通質保証基準プロジェクトの背景	1
(3) 基準策定のアプローチ	1
(4) プロジェクト成果の評価	2
2. 共通質保証基準及び解説資料（参考和訳）	3
A. 基本原則	3
B. 基準	4
ANNEX 1: 共通質保証基準	12
ANNEX 2: 文献調査において参照した事例の一覧	16
ANNEX 3: 日本・中国・韓国の協力有識者一覧	17

1. 導入

(1) 共通質保証基準とは

「共通質保証基準」とは、アジアにおける質の保証を伴った大学間交流を活性化するうえで、大学間交流プログラムに望まれる質に関する共通理解を深めるための参照点となることを意図した基準である。また、同基準は、大学間交流プログラムの質保証及び質向上に向けた、自律的かつ持続可能な取組みを支援することも目的としている。

(2) 共通質保証基準プロジェクトの背景

「共通質保証基準」プロジェクトは、質の保証を伴った学生交流を推進することを目的に、日本・中国・韓国の政府により立ち上げられた「キャンパス・アジア」(Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia)の取組みの一環として、2021年から2025年にかけて実施された。

2010年、日中韓3か国の政府・大学・産業界関係者による「日中韓大学間交流・連携推進会議」が発足し、日本・中国・韓国における、質の保証を伴ったさまざまな形態の大学間交流を推進する「キャンパス・アジア」の取組みが開始した。これらの交流には、学部や大学院の学位プログラム、セメスター単位の交換留学、短期集中プログラムなどが含まれる。国際的な大学間交流の質保証に関する共通の課題に対応するため、大学改革支援・学位授与機構(NIAD-QE)、中国教育部教育質評価センター

(EQEA)、韓国大学教育協議会(KCUE)の3つの質保証機関は、教育の質の観点から優れた取組を抽出するモニタリング活動や、抽出した優良事例の国内外への発信等を通じて「キャンパス・アジア」プログラムの質保証の取組を支援してきた。

「キャンパス・アジア」の持続的な発展と拡大を目指し、2021年からは参加対象国が日中韓3か国の枠を越え、ASEAN諸国の大学が「キャンパス・アジア」プログラムに加わった。これにより、質保証の役割はこれまで以上に重要になっている。特に、アジア各国・地域でプログラムの質を保証するためには、各国の制度の相違を尊重しつつ、質の高い大学間交流プログラムとは何かについて共通理解を深める必要がある。

また、国境を越えた共通理解と透明性を確保しながら、大学が自律的かつ持続的に質保証を推進するために、各大学が参照することが推奨される基準を明確にすることが求められてきた。こうした背景から、EQEA、NIAD-QE、KCUEは、「日中韓大学間交流・連携推進会議」から委託を受け、国際プログラムにおける共通の質と価値を追求し、アジアにおける質の保証を伴った大学間交流のさらなる推進を支援するために、共通質保証基準を策定した。

(3) 基準策定のアプローチ

「共通質保証基準」の基本的な構造は、文献調査^{*1}により作成し、その後、日中韓3か国の質保証機関による議論を通じて素案を作成した。その後、有識者との協議や、「キャンパス・アジア」第3モード採択コンソーシアム全20件を対象としたオンライン・アンケート調査を通じて素案の更新を行っ

た。また、「基準」の妥当性の検証及び採択コンソーシアムのプログラムのさらなる向上を支援することを目的に、3 国の質保証機関は、20 件中 4 件のコンソーシアムを対象に共通質保証基準（案）に基づく聞き取り調査を実施した。ASEAN 諸国からの視点や意見を収集するため、ASEAN 諸国の質保証機関及び有識者も聞き取り調査にオブザーバーとして参加した。これらの調査では、継続的な質向上の観点から、特にプログラムの内部質保証に焦点を当てた。また、「基準」の確定にあたり、聞き取り調査協力コンソーシアムや有識者^{※2}からのフィードバックを十分に考慮した。

「共通質保証基準」の策定にあたっては、次の 3 つの要素を不可欠とした。

・ **多様性の考慮**

アジアでは、各国の多様性に加え、ダブル・ディグリーやジョイント・ディグリー等の学位プログラム、学期単位の交換留学、短期集中プログラム等さまざまな交流形態のプログラムが展開されていることから、多様性を前提とした基準が求められる。

・ **柔軟性の促進**

パンデミックや社会情勢の変化等による不確実性の高い時代でも学生の学びの継続性を担保するための、適切な教育方法、支援体制等の整備を促す基準が望まれる。

・ **持続的な質保証支援**

質保証の基本原則を踏まえ、大学コンソーシアムが自ら実施している質保証の取組（内部質保証メカニズム）について、基準を通じて一層の構築・機能促進を図り、プログラムの自律的・持続的な質保証・向上の取組を支援することが望まれる。

(4) プロジェクト成果の評価

キャンパス・アジア「共通質保証基準」プロジェクトの取組みは、アジア・太平洋地域における質保証への卓越した貢献として、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN^{※3}：Asia-Pacific Quality Network）から高く評価され、EQEA、NIAD-QE 及び KCUE は、2025 年 APQN Quality Award において、国境を越えた教育や質保証の国際協力に尽力した機関に贈られる「質保証における国際協力賞（International Cooperation in QA）」部門を受賞した。

※1 文献調査において参照した事例の一覧は、別添 2 を参照。

※2 日本・中国・韓国からの協力有識者の一覧は別添 3 を参照。

※3 APQN はアジア・太平洋地域における高等教育の質の保持と改善を目的として 2003 年に設立された質保証機関のネットワーク。当機構は 2005 年 11 月より正会員として加盟している。

2. 共通質保証基準及び解説資料（参考和訳）

本章では、「共通質保証基準」の全文を、各基準に対する解説とともに示す。
また、本基準を用いてプログラムの自己評価等を行う際の参考として、各基準を満たしていることを示す根拠や補足資料の例を「根拠資料の例」として提示する。

共通質保証基準

ーアジアにおける大学間交流の質の高い連携促進に向けてー

A. 基本原則

中国・韓国・日本の政府間枠組みは、2011年以来、質保証を伴う大学間交流を推進し、成功を収めてきた。この枠組みをアジア全域に拡大するにあたり、参加大学は以下の基本原則を支持するとともに適切に履行することを約束する：

- ・ 参加大学は、アジアの大学の国際競争力を高め、域内の相互理解や将来にわたる友好関係の基盤となる教育学術交流を促進するとともに、アジアの平和的発展を視野に入れたアジア諸国における大学間国際ネットワークを背景とした高等教育共同体の形成を目指す枠組みの理念に沿って、連携大学と協働して本枠組みの一員として実現に向けて貢献する。
- ・ 参加大学は、アジアにおける質の高い高等教育を推進する枠組みの理念のもと、各高等教育システムの関連法令に従いつつ、社会の変化に柔軟に対応し、学生の学びの継続性を担保するために適切な体制と各種の支援策を整備したうえで、プログラムを提供することを保証する。
- ・ 参加大学は、主たるステークホルダーである学生の選択に必要なプログラムに関する情報を提供するとともに、学生中心の原則に従い、学術の厳正性を確保しつつ、学生の利益と関心に沿った教育を提供する。
- ・ 参加大学は、平等性、公平性、包摂性、多様性及び社会への開放性の原則に最大限配慮する。

B. 基準

参加大学は、アジアにおける国際的な大学間交流プログラムの一員として活動するにあたり、これらの基準を維持し、継続的に満たすよう努める。

1. 目的設定と共有

1.1

参加大学は、プログラムの目的や育成する人物像、知識・スキル・態度等の期待される学習成果を明確に定め、ステークホルダー間で共有している。また、参加大学は、目的設定の際に期待される社会的影響（インパクト）についても考慮に入れている。

■ 解説

コンソーシアムが大学間交流プログラムを構築・運営する際には、参加大学がプログラムの目的、育成する人物像、期待される学習成果を明確に定義し、これらがステークホルダー間で共有されていることが重要である。期待される学習成果は、その測定方法や結果の共有に加え、カリキュラム設計、学生支援、内部質保証など、プログラム運営のあらゆる段階において、参加大学内で継続的に認識・重視されることが不可欠である。

ここで示すステークホルダーには、第一義的にはプログラムに参加する学生及び教職員、学内関係組織、連携先高等教育機関関係者を指すが、プログラムに関係する組織や地域社会といった広義のアクターも含まれる。

なお、目的を設定する際には、プログラムの社会的影響（インパクト）についても考慮することが期待される。

■ 根拠資料の例

- ・ 海外連携校との協定書や覚書等の合意文書
- ・ プログラムウェブサイト
- ・ シンポジウム等資料（開催案内やプログラム説明資料等、目的等の記載が確認できる資料）

2. 実施体制

2.1	参加大学間でプログラムの運営体制や学生に対する責任、経費の分担等のプログラムの基本の方針を協定等により書面化している。
2.2	参加大学は、プログラムの実施・責任体制及び学内関係組織による支援体制を明確にしている。
2.3	参加大学は、プログラムの関係教職員が相互に協働し、プログラムを効果的かつ持続的に実施するための教学の体制を整備している。
2.4	参加大学は、プログラムの調整機能を適切に構築し、参加大学間の定期的な連絡調整の仕組みを整備している。

■ 解説

効果的なプログラム運営には、すべての参加機関が積極的に関与し、価値と責任を適切に共有することが不可欠である。また、実施体制を適切に構築する必要がある。プログラムの基本方針は、参加機関間で十分に協議した上で、書面による合意を通じて明文化することが求められる。参加大学は、関連する学内部署と連携した包括的な支援体制を整備し、明確な運営及び説明責任の枠組みを構築するとともに、関係者が効果的に協働できる教学体制を確立することが期待される。さらに、日常的な課題に共同で対応するため、参加機関間で定期的な連絡・調整の仕組みを整備することが重要である。

また、国際対応能力を備える、専門性の高い教員の確保が不可欠である。プログラムを持続的に運営するためには、教員の積極的な参画を促すための支援や仕組みを整備することが求められる。

■ 根拠資料の例

- ・ 海外連携校との協定書や覚書等の合意文書※
- ・ 国際戦略をまとめた資料
- ・ プログラムウェブサイト※
- ・ プログラムの実施体制（学内の支援体制を含む）が確認できる資料
- ・ プログラムの教学体制が確認できる資料
- ・ プログラムの調整機能が確認できる資料

3. カリキュラム

3.1	参加大学は、協働でプログラムの目的及び期待される学習成果を踏まえて、指導計画を含む適切なカリキュラムを構成している。
3.2	参加大学間の教員の協働に基づき、参加大学はカリキュラムを確実に提供している。その際に、対面型に加えオンライン型やオンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型を含む多様な教授方法を効果的に用いる準備ができています。
3.3	参加大学は、授業内容、指導言語、講義方式、単位数、学生の学習量、期待される学習成果、成績評価方法等のカリキュラムや科目に関する詳細な情報を提供している。この情報は、シラバスやその他の補足資料に含まれており、学生が最新の情報を入手できる状態にしている。

■ 解説

カリキュラムは、基準 1.1 で定めたプログラムの目的や期待される学習成果を踏まえて設計し、参加大学間の協働に基づき確実に提供されることが不可欠である。また、学生の学びの継続性を担保するため、柔軟で多様な教授法を活用できる体制を構築することも求められる。さらには、カリキュラムや科目に関する詳細な情報を、適切な文書に明記し、学生に最新の情報を提供することが重要である。なお、情報提供にあたっては、適時性とアクセスの容易さも重要な要素である。

■ 根拠資料の例

- ・カリキュラム（又は研究指導）の内容や教授方法が確認できる資料
- ・プログラム概要（パンフレット・ニュースレター等）
- ・シラバス・履修科目一覧
- ・プログラムの学生募集要項
- ・短期交流プログラムに関する資料

4. 学生の受入・派遣

4.1	参加大学は、プログラムの目的や学生が修得するであろう学習成果を考慮した上で学生受入・派遣の方針を協働で策定・運用しており、参加大学間でバランスのとれた学生の流動性を確保するよう努めている。
4.2	参加大学は、学生受入・派遣のプロセス（プログラムへの申請資格及び資格の承認を含む）を公平性・透明性に留意しつつ明確に定めており、学生の意思決定のための正確な情報を提供している。

■ 解説

参加大学は、基準1.1で定めたプログラムの目的や期待される学習成果に沿って、学生の受入・派遣の方針を策定・運用することが求められる。また、参加大学間で、バランスの取れた学生の流動性を確保することが望まれる。さらに、応募資格や資格の承認を含む、学生の受入・派遣のプロセスを明確に定め、公平性と透明性を確保し、学生が意思決定できるよう正確でタイムリーな情報を提供することが不可欠である。

■ 根拠資料の例

- ・ 海外連携校との協定書や覚書等の合意文書※
- ・ 学生交流の実績
- ・ プログラムの学生募集要項※
- ・ ラーニングアグリーメント・研究計画書の様式
- ・ プログラムウェブサイト※

5. 学習・生活支援

5.1	参加大学は、プログラムの目的・内容を踏まえて、参加大学間で必要な学習支援策及び生活支援策について合意している。また、プログラム参加希望者及び参加者に対して各支援の内容を理解しやすい形で周知している。
5.2	参加大学は、合意した学習支援策を学生に対して適切に提供している。学習支援の例として、TAの配置を含む参加学生に対する指導体制の構築、履修ガイダンスや語学学習の提供、図書館・IT・実験施設等の十分な研究・学習環境の整備が挙げられる。
5.3	参加大学は、合意した生活支援策を学生に対して適切に提供している。生活支援の例として、経済的支援、住居支援、医療支援、オリエンテーションの実施、カウンセリング、地域とのつながりの支援、リスク管理が挙げられる。
5.4	参加大学は、プログラム内外の学生・修了者の交流を支援している。

■ 解説

プログラムに参加する受入・派遣双方の学生に対する学習・生活支援は、参加前、参加中、参加後の各段階で多様な形で提供することが求められる。そのため、各段階においてどのような支援が必要となるかについて、参加大学間で認識を共有・合意し、適切に提供することが不可欠である。プログラム参加希望者及び参加者に対しては、各支援の内容を理解しやすい形で提供することが求められる。また、その際には、適時性とアクセシビリティについても配慮する必要がある。加えて、継続的な学生相談体制を整備することも有益である。

■ 根拠資料の例

- ・ 海外連携校との協定書や覚書等の合意文書※
- ・ プログラムの学生募集要項※
- ・ プログラム概要（パンフレット・ニュースレター等）※
- ・ プログラムウェブサイト※
- ・ 学生生活案内
- ・ 学生・修了生の交流状況がわかる資料

6. 学習成果

6.1

参加大学は、1.1で定めた学習成果の測定方法を適切に設定し、測定結果を参加大学間で適時に共有している。

■ 解説

参加大学は、基準1.1で定めた育成する人物像に基づき、参加学生の学習成果（知識・スキル・態度等）を測定するための適切な方法を構築し、測定結果を参加大学間で適時共有することが求められる。学習成果は、教科の専門能力と汎用的能力の両面から体系的に評価されることが望ましい。また、コンソーシアムレベルでの学習成果測定の枠組みを確立することが望ましい。さらに、学習成果がプログラム修了生の進路やキャリアパスに及ぼす影響をモニタリングするなど、中長期的なデータを蓄積・分析することも有益である。

■ 根拠資料の例

- ・ 学習成果の測定方法が確認できる資料（シラバス、学習到達度調査、ルーブリック 等）
- ・ 学習成果物（レポート、作品集、ポートフォリオ）のサンプル
- ・ 学生アンケートの概要とその結果が確認できる資料

7. 単位互換・学位の授与

7.1	参加大学間で各大学の単位制度について相互理解が図られ、単位互換や単位認定の取決めを交わしている。
7.2	参加大学間で各大学の成績評価方法と基準を理解している。
7.3	参加大学は、学生が修得した単位・成績等の学習歴情報を透明性があり理解しやすい形で学生本人や相手大学に遅滞なく提供している。また、参加大学は参加大学間の合意に基づき、適切に学生の学業成績証明書等を管理している。
7.4	学位授与を伴うプログラムの場合、参加大学は、授与する学位の種類に応じた審査の体制、プロセス及び基準を適切に設定している。特にジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリープログラムにおいては、参加大学間の合意に基づき、基準や審査の体制をプログラムの目的に応じて協働で整備し、適切に運営している。

■ 解説

単位互換の仕組みを構築するにあたっては、各大学の単位制度や成績評価方法を理解し、教育内容とその水準に留意しながら、参加大学間で単位互換や単位認定に関する取決めを明文化することが不可欠である。また、学生が単位互換制度を最大限活用できるよう、単位互換の対象となる科目を事前に明確に定義しておくことが重要である。例えば、単位互換の科目比較表を作成・公開することで、学生の科目選択が円滑になり、教員が単位互換時に科目の同等性を確認できるなど、プログラム全体の透明性の向上につながる。学生の学習歴情報は、学生本人や相手大学に透明性があり理解されやすい形で遅滞なく提供することが不可欠であり、また、参加大学は相互の合意に基づき、学業成績証明書等を適切に管理する必要がある。なお、学位授与を伴うプログラムの場合は、各プログラムの目的に応じて学位授与の方針や審査体制を整備し、適切に運営することが求められる。

■ 根拠資料の例

- ・ 海外連携校との協定書や覚書等の合意文書※
- ・ 単位互換・認定に関する規定・ガイドライン
- ・ 成績評価の方法・基準に関する規定・ガイドライン
- ・ プログラム概要（パンフレット等）※
- ・ 学位授与を伴うプログラムの実施状況・交流実績
- ・ 修了要件を定めた規定
- ・ 当該学位の審査に係る体制・プロセス・基準が確認できる資料

8. 継続的な質の向上

8.1	参加大学は、責任を持つ実施主体を定めることを含め、プログラムの質向上の取組を主導するための効果的かつ継続的な内部質保証の体制を整備している。
8.2	参加大学は、6.1の方法により把握した学生の学習成果に関する情報を踏まえ教学の体制の改善に資する仕組みを整備している。
8.3	参加大学は、参加大学間の定期会合や、学生、その他のステークホルダーからの意見聴取等の手段を用いて課題を可視化し、プログラムの運営体制の改善策を検討するための内部質保証の手順を整備している。
8.4	参加大学間で整備した内部質保証の体制・手順が有効に機能している。
8.5	参加大学間で協働して、プログラムの持続可能な運営を担保するための、財政面や人材面を含めた方策を検討する予定がある。

■ 解説

プログラムの継続的な向上を図るには、参加大学間で十分に協議を行い、効果的な内部質保証の体制と手順を整備し、有効に機能させることが不可欠である。基準6.1の方法より把握した学生の学習成果に関する情報を活用し、期待される学習成果の達成状況を分析するとともに、学生をはじめとするステークホルダーからの意見聴取等の手法を通じて課題を可視化し、プログラムの継続的な向上につなげることが求められる。さらに、プログラムの持続可能性を確保するため、財政面や人材面等の方策を検討し、長期的な運営基盤を構築することが望まれる。

■ 根拠資料の例

- ・プログラムの内部質保証に関する規定や実施体制が確認できる資料
- ・学生アンケートの概要とその結果が確認できる資料※
- ・内部質保証活動の報告書
- ・参加大学間で協議した課題等を改善への取組につなげていることが確認できる資料

* = 既出資料

（備考）本基準は、高等教育及び大学間交流を取り巻く環境の変化に応じて、3～5年ごとに必要に応じて見直し、改定する。

共通質保証基準（参考和訳）

—アジアにおける大学間交流の質の高い連携促進に向けて—

A. 基本原則

中国・韓国・日本の政府間枠組みは、2011年以来、質保証を伴う大学間交流を推進し、成功を収めてきた。この枠組みをアジア全域に拡大するにあたり、参加大学は以下の基本原則を支持するとともに適切に履行することを約束する：

- ・ 参加大学は、アジアの大学の国際競争力を高め、域内の相互理解や将来にわたる友好関係の基盤となる教育学術交流を促進するとともに、アジアの平和的発展を視野に入れたアジア諸国における大学間国際ネットワークを背景とした高等教育共同体の形成を目指す枠組みの理念に沿って、連携大学と協働して本枠組みの一員として実現に向けて貢献する。
- ・ 参加大学は、アジアにおける質の高い高等教育を推進する枠組みの理念のもと、各高等教育システムの関連法令に従いつつ、社会の変化に柔軟に対応し、学生の学びの継続性を担保するために適切な体制と各種の支援策を整備したうえで、プログラムを提供することを保証する。
- ・ 参加大学は、主たるステークホルダーである学生の選択に必要なプログラムに関する情報を提供するとともに、学生中心の原則に従い、学術の厳正性を確保しつつ、学生の利益と関心に沿った教育を提供する。
- ・ 参加大学は、平等性、公平性、包摂性、多様性及び社会への開放性の原則に最大限配慮する。

B. 基準

参加大学は、アジアにおける国際的な大学間交流プログラムの一員として活動するにあたり、これらの基準を維持し、継続的に満たすよう努める。

1. 目的設定と共有	
1.1	参加大学は、プログラムの目的や育成する人物像、知識・スキル・態度等の期待される学習成果を明確に定め、ステークホルダー間で共有している。また、参加大学は、目的設定の際に期待される社会的影響（インパクト）についても考慮に入れている。
2. 実施体制	
2.1	参加大学間でプログラムの運営体制や学生に対する責任、経費の分担等のプログラムの基本的方針を協定等により書面化している。
2.2	参加大学は、プログラムの実施・責任体制及び学内関係組織による支援体制を明確にしている。
2.3	参加大学は、プログラムの関係教職員が相互に協働し、プログラムを効果的かつ持続的に実施するための教学の体制を整備している。
2.4	参加大学は、プログラムの調整機能を適切に構築し、参加大学間の定期的な連絡調整の仕組みを整備している。
3. カリキュラム	
3.1	参加大学は、協働でプログラムの目的及び期待される学習成果を踏まえて、指導計画を含む適切なカリキュラムを構成している。
3.2	参加大学間の教員の協働に基づき、参加大学はカリキュラムを確実に提供している。その際に、対面型に加えオンライン型やオンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型を含む多様な教授方法を効果的に用いる準備ができています。
3.3	参加大学は、授業内容、指導言語、講義方式、単位数、学生の学習量、期待される学習成果、成績評価方法等のカリキュラムや科目に関する詳細な情報を提供している。この情報は、シラバスやその他の補足資料に含まれており、学生が最新の情報を入手できる状態にしている。

4. 学生の受入・派遣	
4.1	参加大学は、プログラムの目的や学生が修得するであろう学習成果を考慮した上で学生受入・派遣の方針を協働で策定・運用しており、参加大学間でバランスのとれた学生の流動性を確保するよう努めている。
4.2	参加大学は、学生受入・派遣のプロセス（プログラムへの申請資格及び資格の承認を含む）を公平性・透明性に留意しつつ明確に定めており、学生の意思決定のための正確な情報を提供している。
5. 学習・生活支援	
5.1	参加大学は、プログラムの目的・内容を踏まえて、参加大学間で必要な学習支援策及び生活支援策について合意している。また、プログラム参加希望者及び参加者に対して各支援の内容を理解しやすい形で周知している。
5.2	参加大学は、合意した学習支援策を学生に対して適切に提供している。学習支援の例として、TA の配置を含む参加学生に対する指導体制の構築、履修ガイダンスや語学学習の提供、図書館・IT・実験施設等の十分な研究・学習環境の整備が挙げられる。
5.3	参加大学は、合意した生活支援策を学生に対して適切に提供している。生活支援の例として、経済的支援、住居支援、医療支援、オリエンテーションの実施、カウンセリング、地域とのつながりの支援、リスク管理が挙げられる。
5.4	参加大学は、プログラム内外の学生・修了者の交流を支援している。
6. 学習成果	
6.1	参加大学は、1.1で定めた学習成果の測定方法を適切に設定し、測定結果を参加大学間で適時に共有している。
7. 単位互換・学位の授与	
7.1	参加大学間で各大学の単位制度について相互理解が図られ、単位互換や単位認定の取り決めを交わしている。
7.2	参加大学間で各大学の成績評価方法と基準を理解している。

7.3	参加大学は、学生が修得した単位・成績等の学習歴情報を透明性があり理解しやすい形で学生本人や相手大学に遅滞なく提供している。また、参加大学は参加大学間の合意に基づき、適切に学生の学業成績証明書等を管理している。
7.4	学位授与を伴うプログラムの場合、参加大学は、授与する学位の種類に応じた審査の体制、プロセス及び基準を適切に設定している。特にジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリープログラムにおいては、参加大学間の合意に基づき、基準や審査の体制をプログラムの目的に応じて協働で整備し、適切に運営している。
8. 継続的な質の向上	
8.1	参加大学は、責任を持つ実施主体を定めることを含め、プログラムの質向上の取組を主導するための効果的かつ継続的な内部質保証の体制を整備している。
8.2	参加大学は、6.1の方法により把握した学生の学習成果に関する情報を踏まえ教学の体制の改善に資する仕組みを整備している。
8.3	参加大学は、参加大学間の定期会合や、学生、その他のステークホルダーからの意見聴取等の手段を用いて課題を可視化し、プログラムの運営体制の改善策を検討するための内部質保証の手順を整備している。
8.4	参加大学間で整備した内部質保証の体制・手順が有効に機能している。
8.5	参加大学間で協働して、プログラムの持続可能な運営を担保するための、財政面や人材面を含めた方策を検討する予定がある。

(備考) 本基準は、高等教育及び大学間交流を取り巻く環境の変化に応じて、3～5年ごとに必要に応じて見直し、改定する。

ANNEX 2: 文献調査において参照した事例の一覧

- Guidelines for Exchange and Cooperation among Universities in China, Japan, and Korea with Quality Assurance (日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン)

2010 年の第 2 回日中韓大学間交流・連携推進会議（北京）での議論に基づき合意されたガイドライン。日中韓 3 か国の大学間における質の保証を伴った交流・連携の推進に向けて、政府・大学・質保証機関等それぞれに期待される取組をまとめている。

- [ASEAN Plus Three Guidelines on Student Exchanges and Mobility \(ASEAN+3 学生交流及び流動性に関するガイドライン\)](#)

2016 年の第 3 回 ASEAN+3 教育大臣会合（マレーシア）にて採択されたガイドライン。域内の国際学生交流プログラムが含むべき要素や、学生に対して伝達すべき情報はじめ、プログラム構築や実施において参考とすべき指針を提示している。

- [Joint Guidelines for Monitoring International Cooperative Academic Programs in 'CAMPUS Asia' \(Second Edition\) \(「キャンパス・アジア」国際共同教育プログラムのモニタリングのための共同ガイドライン\)](#)

機構が中国及び韓国の質保証機関と共同で 2020 年に策定したガイドライン。日中韓の大学コンソーシアムが展開する教育プログラムの状況を把握し、その質の向上に寄与するモニタリング活動を行う上でみるべき観点が基準の形で整理されている。

その他の参照事例

- [The AIMS Program Operational Handbook \(Second Edition\): Preparation Checklist \(AIMS プログラムハンドブック 準備チェックリスト\)](#)
- [Erasmus Charter for Higher Education 2021-2027 Guidelines \(高等教育のためのエラスムス憲章 2021～2027 年ガイドライン\)](#)
- 2021 年度大学の世界展開力強化事業審査要項

ANNEX 3: 日本・中国・韓国の協力有識者一覧

2024 年 11 月～12 月に実施した「共通質保証基準（案）に基づく聞き取り調査」等にご協力賜りました有識者の皆さまの一覧。

（ご所属・ご役職は、2024 年 12 月現在のもの）

日本

小尾 晋之介	慶應義塾大学 教授
粕谷 英樹	名古屋大学 教授
熊谷 嘉隆	国際教養大学 理事／副学長
黒田 一雄	早稲田大学 教授
杉村 美紀	上智大学 教授
堀切 友紀子	東京農工大学 准教授
森 利枝	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
堀田 泰司	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 客員教授

中国

GENG Yiqun	中国伝媒大学 教授
HUANG Yu	北京師範大学 教授
LIU Jianbo	北京大学 教授
LIU Renshan	中南財經政法大学 教授
LUAN Tiangang	五邑大学 教授
LUO Xiong	北京科技大学 教授
LUO Yan	清華大学 教授
XIE Meng	中国人民大学 教授
XU Luping	清華大学 教授
ZHU Feng	清華大学 教授

韓国

Junhyun Hong	中央大学校 教授
Kiyong Byun	高麗大学校 教授
Suyoun Byoun	釜山外国語大学校 教授